

福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）事業の実施について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この支援金は、コロナ禍における原油価格・物価高騰により負担が生じている社会福祉施設等に対し、光熱費及び送迎バスの燃料費等の上昇分相当額を支援することにより、社会福祉サービスの質を確保することを目的とする。

(給付対象者等の詳細)

第3条 この支援金の対象となる給付対象者等は、次の各号のとおりとする。

- 一 届出保育施設（別紙1）
- 二 障がい福祉サービス事業所等（別紙2）
- 三 介護サービス事業所・施設等（別紙3）
- 四 保護施設等（別紙4）

(暴力団排除)

第4条 知事は、福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第6条に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 知事は、施設を運営する団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱に定める他の規定に関わらず、支援金を給付しないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という）

(2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という）が役員となっている団体

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

3 知事は、施設を運営する団体が前項各号のいずれかに該当したときは、支援金の給付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 知事は、暴力団の排除に関して、警察への照会を行うため、施設を運営する団体の氏名（法人の場合は役員）、生年月日、性別の提出を求めることができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、支援金の運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月15日から施行し、令和4年度の支援金について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月19日から施行し、改正後の福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金給付要綱の規定は、令和5年度の支援金について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年12月22日から施行し、改正後の福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金給付要綱の規定は、令和5年12月25日（届出保育施設については、令和6年1月4日）以降の申請に係る支援金について適用し、それ以前の申請に係る支援金については、なお従前の例による。

別紙3（第3条第3号関係）介護サービス事業所・施設等

（事務の取扱い）

第1 知事から支援金事業を委託された事業者（以下「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

（給付対象者）

第2 支援金の給付対象者は、令和5年12月1日（以下「基準日」という。）において、政令市・中核市に所在する事業所等、介護保険法に基づく地域密着型サービス及び居宅介護支援事業所又は国、市町村、一部事務組合等の直営の事業所等を除く、福岡県内の次の各号の事業所等を開設又は管理する者であって、申請日において継続して事業所等を管理する者とする。

ただし、第六号の規定は、政令市・中核市に所在する事業所を開設又は管理する者を含む。

- 一 介護保険法の規定に基づく居宅サービスのうち、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（いずれの事業所も介護予防を含み、介護保険法の規定に基づく介護保険施設によるみなしの指定を除く。）の指定を受け、介護保険の対象となるサービスを提供する事業所
- 二 介護保険法の規定に基づく介護保険施設
- 三 老人福祉法の規定に基づく老人福祉施設のうち、養護老人ホーム、軽費老人ホーム
- 四 老人福祉法の規定に基づく有料老人ホームであって、知事に届出を行っている施設
- 五 高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅として登録されている施設
- 六 第一号の規定に該当しない事業所であって、健康保険法の規定に基づく指定を受けた訪問看護事業所

（サービス分類及び区分）

第2の2 前文に規定する給付対象者のサービス分類及び区分は、別表1に定めるものとする。

（確認事項）

第3 知事は、次の各号のいずれにも該当し、申請書（様式第3号）に添えて該当する旨を記載した書類を提出したものでなければ支援金を給付しない。

- 一 給付対象者の要件を満たしていること
- 二 給付のために提出した書類に虚偽がないこと
- 三 支援金を重複して申請しないこと
- 四 福岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、

かつ将来にわたっても該当しないこと

五 虚偽が判明した場合は、支援金の返還に応じるとともに、支援金と同額の違約金の支払いに応じること

六 個人情報の取扱いに関して、支援金の給付手続きに必要な範囲で事務局と共有することに同意すること

(給付額の算定方法)

第4 支援金の給付額は、別表2に定める額とする。ただし、別表2における定員数は基準日時点の定員数とする。

(申請期間)

第5 支援金の申請期間は、令和5年12月25日から令和6年4月30日までとする。

(申請手続)

第6 支援金の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別表3に定める書類を添えて申請書(様式第3号)により書面で申請しなければならない。

2 令和5年度において「福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金給付要綱」に基づく支援金の給付を受けた者で、申請日までに事業所等の電気及びガスの種類に変更がない者は、前項の規定にかかわらず、別表3に定める書類のうち、電気料金の請求書等及びガスの検針票等の写しの添付を省略できるものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、この限りではない。

(給付決定の通知)

第7 支援金の申請があった時は、事務局はその内容について審査し、知事が適当と認め給付決定を行った後、申請者に対し給付決定の通知を行うものとする。

(給付決定の取消)

第8 知事が申請に係る提出書類等に虚偽その他不正の行為があったと認めたとき又は支援金の給付決定後に金額等の誤りが判明したときは、支援金の給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第9 知事が支援金の給付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に支援金の給付を行っているときは、次の各号を申請者に通知し、支援金を返還させることができる。なお、この場合において、取り消しにより申請者に損害があっても、知事はその損害の責めを負わないものとする。

一 返還すべき支援金の額

二 返還期限

(振込不能等の取扱い)

第 10 知事が第 7 の規定に基づき給付決定を行った後、申請書の不備により振込不能等があり、申請者に対し確認等を求めたにもかかわらず、速やかに補正が行われないなど、申請者の責に帰すべき事由により給付ができなかった場合は、当該申請が取り下げられたものとみなす。

別表 1

区分	サービス分類
入所系	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 介護療養型医療施設 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅 軽費老人ホーム 養護老人ホーム 短期入所生活介護 ※ 短期入所療養介護 ※
通所系	通所介護 通所リハビリテーション
訪問系	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護

※ 空床利用型を除く

別表 2

区分	電気の種類	ガスの種類	単価	
入所系	高圧	都市ガス	定員 1 人あたり	26,300 円
	高圧	—	〃	25,900 円
	—	都市ガス	〃	21,200 円
	—	—	〃	20,800 円
通所系	高圧	都市ガス	定員 1 人あたり	13,900 円
	高圧	—	〃	13,700 円
	—	都市ガス	〃	11,400 円
	—	—	〃	11,200 円
訪問系	—	都市ガス	1 事業所あたり	54,900 円
	—	—	〃	53,700 円

別表 3

対象	提出書類
全事業所・施設	振込先の通帳（預金名義、口座番号等が確認できるページ）等の写し
高圧で受電する事業所・施設	電気料金の請求書等高圧電力を受電している事業所・施設であることが分かる書類の写し
都市ガスの使用事業所・施設	ガスの検針票等都市ガスを使用している事業所・施設であることが分かる書類の写し